

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―(1)―②	(1)業務運営の効率化に関する事項 ②PDCAサイクルの徹底		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	中間・事後評価委員会の実施回数			66 回	109 回	123 回	128 回		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	AMED で行っている事業については厳格な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。評価に当たっては、外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築することとする。また、評価結果をその後の事業改善にフィードバックするなど、PDCA サイクルを徹底する。	研究事業については、外部有識者からなる評価委員会による評価を行うとともに、AMED の行う事業について、中長期目標に示された目標の達成に向けて年度ごとの計画を適切に定めるとともに、中長期計画及び年度計画の評価を行い評価結果を公表する。また、評価結果は、次年度以降の業務改善につなげる PDCA サイクルを徹底することにより効率的・	研究事業について、外部有識者からなる評価委員会を立ち上げ、中間、事後評価が必要な研究の成果について評価を行う。評価結果は適切に通知・公表し、活用する。また、AMED の実施する事業については、年度計画に沿った進捗状況を適時把握するとともに、評価を行う。評価結果は公表するとともに、次年度以降の計画に反映させ、PDCA サイクルを	<評価軸> ・AMED で行っている事業については厳格な評価を行い、不断の業務改善を行ったか。 ・評価結果をその後の事業改善にフィードバックするなど、PDCA サイクルを徹底したか。 <評価指標> ・AMED で行っている事業についての評価の実施状況 ・PDCA サイクルの実施状況	<主要な業務実績> ■研究成果に係る中間・事後評価の実施 ・中間・事後評価が必要な研究課題について、外部有識者により構成される「課題評価委員会」を 128 回開催。評価結果について、研究者にフィードバックし、また、適切に公表するとともに、追加配賦の課題選択、翌年度の研究費の配分、研究課題や事業の改善に活用。評価の実施に当たり、必要と認めた課題をヒアリング審査対象とする等、効率的な評価を実施。 ・外部有識者により構成される課題評価委員会を設置し、中間・事後評価を実施。 ・PO の進捗管理のもと進捗に問題があると判断された課題や書面審査の結果必要と認めた課題をヒアリング審査の対象とするなど、効率的・効果的な評価の実施に努めた。また、中止等の判断を適切に行うため、中間評価を行う段階に至るまでの手続フローを作成・共有した。 ・中間・事後評価委員会の実施回数：128 回	<評定と根拠> 評定：B 目標・計画に基づき、年度計画に沿った進捗の把握と評価、研究成果に係る中間・事後評価の実施、医療分野研究開発速度の最大化に資する進捗管理、研究評価・課題管理の改善に向けた検討に基づく取組を着実に実施し、着実な業務運営がなされている。以上から目標を達成していると認められる。 【研究成果に係る中間・事後評価の実施】 ・中間・事後評価が必要な研究課題について、外部有識者により構成される課題評価委員会による評価を実施し、その結果を研究者に	評定	

		効果的な業務を行う。	円滑に運用する。	<モニタリング指標> ・中間・事後評価委員会の実施回数	■年度計画に沿った進捗状況の把握と評価 ・年度計画の達成に向けて、定期的に業務の進捗状況を把握・管理する業務と予算に関する会議として体制を構築し、実施。 ・平成 29 年度の業務実績の評価は内部メンバーで構成される自己評価委員会及び外部有識者で構成される外部評価委員会の 2 段階で評価を実施し、評価結果を HP で公表。	フィードバックするとともに、追加配賦の課題選択や翌年度の研究費の配分、研究課題や事業の改善に活用している。 ・中間・事後評価の実施に当たっては、書面審査とヒアリング審査を適宜使い分けることによる、効率的な評価の実施が進められている。 【年度計画に沿った進捗状況の把握】 ・年度計画に沿った進捗の把握と評価を着実に実施したことは評価できる。	
		一方、研究者の研究活動の円滑化にも十分配慮し、医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理を実現する。	一方、研究者の研究活動の円滑化にも十分配慮しながら、医薬品の研究開発マネジメントチェック項目の活用等を推進し、研究成果の実用化を目指した、医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理に取り組む。	<評価軸> ・研究者の研究活動の円滑化にも十分配慮し、医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理を実現したか。 <評価指標> ・医療研究開発の進捗管理状況	■医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理 ・課題の進捗管理については実用化を見据えた目標設定やスケジュール管理を実施。 ・ヒアリングやサイトビジット、班会議への参加などを行い研究開発の進捗状況の把握、研究代表者への指導、助言を行い、適切な課題管理を実施。 ・昨年度に医薬品分野における研究開発マネジメントチェック項目を導入し今年度はその着実な活用を進めるとともに、今年度は医療機器分野及び再生医療分野における研究開発マネジメントチェック項目を導入・活用することで、研究成果の実用化を目指した、研究開発速度の最大化に資する進捗管理を推進。 ・研究代表者が提出する進捗状況申告書等を基に、各領域担当の PS、PO や外部有識者とともに研究代表者へのヒアリングやサイトビジット、班会議への参加等を行い、研究開発の進捗状況を把握し、必要に応じて研究代表者への指導、助言を行い、適切な課題管理に実施。 ・進捗管理の結果を踏まえて追加配賦や次年度の研究費配分を検討し追加配賦により研究の進展が期待できる課題の加速を図った。	【医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理】 ・医療分野研究開発速度の最大化に資する進捗管理、研究評価・課題管理の改善に向けた検討に基づく取組を着実に実施し、着実な業務運営がなされている。	

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―(1)―③	(1)業務運営の効率化に関する事項 ③適切な調達の実施		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価)		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化	物品調達等の契約については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札の厳格な適用により公平性、透明性を確保するとともに、随意契約によることができる基準を会計規程等において明確化し、公平性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理	物品調達等の契約については、一般競争入札の厳格な適用により公平性、透明性を確保するとともに、会計規程等において明確にしている随意契約基準を厳格に運用することで、公平性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年見直すこととしている「調達等合理化計画」に基づ	＜評価軸＞ ・公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施したか。 ＜評価指標＞ ・合理的な調達の取組状況	＜主要な業務実績＞ ■合理的な調達に向けた取組 ・ 物品等の調達に当たっては一般競争入札を原則とし、随意契約に依らざるを得ない場合は、会計規程等で規定されている随意契約基準に沿った調達に限定すると共に、定期的に契約監視委員会による点検を行い、契約情報及び契約監視委員会の開催実績を HP 上で公開することで、公平性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施した。 ・ 平成 29 年度の調達等合理化計画の自己評価を踏まえ、平成 30 年度調達等合理化計画を作成、契約監視委員会による点検後、当該計画を HP 上で公開した。 ・ 平成 30 年度調達等合理化計画に基づき、事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約並びに効果的な規模の単価契約・一括調達を実施すると共に専用の Web サイトによる入札関係書類のリリースを推進した。また、一者応札の改善に向け、他法人の取り組みを研究し、新たに参加者確認公募制度を導入、運用を開始した。 また、契約審査委員会による新規随意契約における随意契約基	＜評定と根拠＞ 評定：B 目標・計画に基づき策定した、平成30年度の「調達等合理化計画」に基づき、合理的な調達に向けた取組を着実に実施した結果、平成 29 年度に比べ、随意契約の比率改善につながった。また、ホームページでの各種情報の公表による公平性・透明性の確保などを行った。以上から目標を達成していると認められる。 【合理的な調達向けをた取組】 ・調達にあたっては、調達等合理化計画及び機構の会	評定	

	計画」に基づく取組を着実に実施する。	化計画」に基づく取組を着実に進めるとともに、さらなる改善を実施する。	く取組を着実に遂行する。		準との整合性の点検、調達等合理化検討会メンバー等による調達個別案件の確認等を通じ、調達に関するガバナンスの徹底を図った。 ➤ 競争性のある契約の契約実績： 4,052 件 契約実績総数に占める割合は、 平成 29 年度 80.7% → 平成 30 年度 83.0% (2.2 ポイント増) ➤ 競争性のない随意契約の契約実績： 832 件 契約実績総数に占める割合は、 平成 29 年度 19.3%→平成 30 年度 17.0% (▲2.2 ポイント減) ・「調達等合理化計画」の実施結果の詳細は以下の通りである。 1. 調達の現状と要因の分析 平成 30 年度の契約状況 表1 平成 30 年度の国立研究開発法人日本医療研究開発機構の調達全体像 (単位:件、億円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th colspan="2">平成 30 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(2.9%) 118</td><td>(2.6%) 31</td><td>(1.7%) 85</td><td>(1.3%) 16</td><td>(▲1.2%) ▲33</td><td>(▲1.3%) ▲15</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(77.8%) 3,152</td><td>(96.3%) 1,137</td><td>(81.2%) 3,967</td><td>(97.8%) 1,183</td><td>(3.4%) 815</td><td>(1.5%) 45</td></tr><tr><td>競争性のある契約(小計)</td><td>(80.7%) 3,270</td><td>(98.9%) 1,168</td><td>(83.0%) 4,052</td><td>(99.1%) 1,199</td><td>(2.2%) 782</td><td>(0.2%) 30</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(19.3%) 780</td><td>(1.1%) 13</td><td>(17.0%) 832</td><td>(0.9%) 11</td><td>(▲2.2%) 52</td><td>(▲0.2%) ▲2</td></tr><tr><td>合 計</td><td>(100%) 4,050</td><td>(100%) 1,181</td><td>(100%) 4,884</td><td>(100%) 1,210</td><td>(0.0%) 834</td><td>(0.0%) 28</td></tr></table> (注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注 2) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。 (注 3)補正予算に関しては、経年比較のために除外してある。 表2 平成 30 年度の国立研究開発法人日本医療研究開発機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円) <table><tr><th colspan="2"></th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">2者以上</td><td>件数</td><td>(98.7%) 3,227</td><td>(99.1%) 4,016</td><td>(0.4%) 789</td></tr><tr><td>金額</td><td>(98.5%) 1,151</td><td>(99.2%) 1,189</td><td>(0.7%) 38</td></tr><tr><td rowspan="2">1者以下</td><td>件数</td><td>(1.3%) 43</td><td>(0.9%) 36</td><td>(▲0.4%) ▲7</td></tr><tr><td>金額</td><td>(1.5%) 17</td><td>(0.8%) 10</td><td>(▲0.7%) ▲8</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>件数</td><td>(100%) 3,270</td><td>(100%) 4,052</td><td>(0.0%) 782</td></tr><tr><td>金額</td><td>(100%) 1,168</td><td>(100%) 1,199</td><td>(0.0%) 30</td></tr></table> (注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。 (注 3) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。 2. 重点的に取り組む分野 <table><tr><td>平成 30 年度調達合理化計画</td><td>評価指標</td><td>実施結果</td></tr></table>		平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(2.9%) 118	(2.6%) 31	(1.7%) 85	(1.3%) 16	(▲1.2%) ▲33	(▲1.3%) ▲15	企画競争・公募	(77.8%) 3,152	(96.3%) 1,137	(81.2%) 3,967	(97.8%) 1,183	(3.4%) 815	(1.5%) 45	競争性のある契約(小計)	(80.7%) 3,270	(98.9%) 1,168	(83.0%) 4,052	(99.1%) 1,199	(2.2%) 782	(0.2%) 30	競争性のない随意契約	(19.3%) 780	(1.1%) 13	(17.0%) 832	(0.9%) 11	(▲2.2%) 52	(▲0.2%) ▲2	合 計	(100%) 4,050	(100%) 1,181	(100%) 4,884	(100%) 1,210	(0.0%) 834	(0.0%) 28			平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減	2者以上	件数	(98.7%) 3,227	(99.1%) 4,016	(0.4%) 789	金額	(98.5%) 1,151	(99.2%) 1,189	(0.7%) 38	1者以下	件数	(1.3%) 43	(0.9%) 36	(▲0.4%) ▲7	金額	(1.5%) 17	(0.8%) 10	(▲0.7%) ▲8	合 計	件数	(100%) 3,270	(100%) 4,052	(0.0%) 782	金額	(100%) 1,168	(100%) 1,199	(0.0%) 30	平成 30 年度調達合理化計画	評価指標	実施結果	計規程等に沿って、厳正な取扱いを行っており、入札公告及び契約情報等をホームページで公表することで、公平性・透明性を確保している。	・重点的に取り組む分野においては、他法人の事例研究の結果、新たに参加者確認公募制度の導入を図り、競争性のない随意契約や一者応札の更なる削減の礎を築くことができた。
	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減																																																																																					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																				
競争入札等	(2.9%) 118	(2.6%) 31	(1.7%) 85	(1.3%) 16	(▲1.2%) ▲33	(▲1.3%) ▲15																																																																																				
企画競争・公募	(77.8%) 3,152	(96.3%) 1,137	(81.2%) 3,967	(97.8%) 1,183	(3.4%) 815	(1.5%) 45																																																																																				
競争性のある契約(小計)	(80.7%) 3,270	(98.9%) 1,168	(83.0%) 4,052	(99.1%) 1,199	(2.2%) 782	(0.2%) 30																																																																																				
競争性のない随意契約	(19.3%) 780	(1.1%) 13	(17.0%) 832	(0.9%) 11	(▲2.2%) 52	(▲0.2%) ▲2																																																																																				
合 計	(100%) 4,050	(100%) 1,181	(100%) 4,884	(100%) 1,210	(0.0%) 834	(0.0%) 28																																																																																				
		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減																																																																																						
2者以上	件数	(98.7%) 3,227	(99.1%) 4,016	(0.4%) 789																																																																																						
	金額	(98.5%) 1,151	(99.2%) 1,189	(0.7%) 38																																																																																						
1者以下	件数	(1.3%) 43	(0.9%) 36	(▲0.4%) ▲7																																																																																						
	金額	(1.5%) 17	(0.8%) 10	(▲0.7%) ▲8																																																																																						
合 計	件数	(100%) 3,270	(100%) 4,052	(0.0%) 782																																																																																						
	金額	(100%) 1,168	(100%) 1,199	(0.0%) 30																																																																																						
平成 30 年度調達合理化計画	評価指標	実施結果																																																																																								
		＜今後の課題＞	・新たに導入した参加者確認公募制度を活用し、より公正、合理的かつ効果的な調達を目指す。																																																																																							

					(1) 事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約の実施 相手先が限定されるような特殊で専門的な機器や役務調達及び業務の委託においては、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施する。	【当該取り組みの実施結果】	会計規程及び契約事務の取扱いに定めた随意契約によりことができる事由を機構内に説明会等を通じ周知すると共に、総務省行政管理局「独立行政法人の随意契約に係る事務について」等も参照しながら、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施した。		
					(2) 効果的な規模の単価契約・一括調達の実施 主に、市場在庫流通物件の調達については、スケールメリットと事務の簡素化につながる事案を中心に単価契約・一括調達の実施を検討する。 他方、翻訳等の特定の労働集約型の調達対象においては、フェアトレードを前提とした中小企業配慮に留意する。	【当該取り組みの実施結果、単価契約の件数】	国立研究開発法人日本医療研究開発機構内で共通に使用するものについては、年間使用予定量の集計を行った上で、単価契約等による一括契約を以下の通り実施した。他方、翻訳業務、会議用音響機材設置業務、特定仕様の小口印刷業務等においては、中小企業を対象とした少額調達にも配慮し、調達を実施した。 (単価契約の件数) 平成 29 年度 平成 30 年度 28 件 → 22 件		
					(3) 専用の Web サイトによる入札関係書類のリリースの推進 入札関係書類の専用 Web サイトホームページによる入札公告の公示、仕様書、入札説明書等の頒布並びに関連情報のメルマガ発行を通じて応札者の情報アクセス等の利便性向上を図り、多数の応札希望者に情報が行き渡るよう引き続き配慮する。	【当該取り組みの実施結果、入札公示案件数に対する入札説明資料のダウンロード者数】	入札公示専用の HP を開設、仕様書、入札説明書等の頒布を効率的に行うと共に、入札に係る質問に対する回答も当該 HP 上で展開し、適時に多数の応札希望者に対し情報が行き渡るよう対応を行った。 また、メルマガで、入札公示等の更新情報配信を行うことにより、応札希望者の利便性の向上に努めた。 (ダウンロード者数) 各公示案件の閲覧業者数の総数は 875 件であった。 ※平成 30 年度より重複閲覧を除外したため、昨年度の評価指標と対比はできない。		

					(4) 一者応札の改善 一者応札の改善に向け、応札のなかった入札公告等の閲覧者に対し、その理由等を確認するためのアンケート調査を行い、要求担当者にフィードバックすることにより、よりオープンな仕様内容への改善を促すと共に、他の公的機関の取り組み等を研究し、AMED において実装可能な手法について検討を行う。	【当該取り組みの実施結果】	入札辞退者に辞退書の提出やアンケート調査への任意協力を依頼し、辞退理由を要求担当者と共有すると共に、一者応札及び随意契約の改善に向け、他法人の事例研究を行い、参加者確認公募制度を新たに導入し、調達における公平性・透明性の向上を図った。		
3. 調達に関するガバナンスの徹底									
					(1) 随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会規則に則り、事前に法人内に設置された契約審査委員会（委員長は理事）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。 ただし、特別の事情があり、委員長が認める場合に限り、委員会は、書面又はメールにより開催することとする。	【契約審査委員会による点検件数等】	契約審査委員会規則に基づき、新たな随意契約の締結の審査のために、契約審査委員会を5回開催し11件の随意契約審査を実施した。 いずれも規程に沿った事由に基づく適正なものとして承認された。		
					(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 機構全体へ、適正な調達手続等について、職員研修等を通じ周知を行うと共に、マニュアル、早見表等のメンテナンスを行う。 推進体制にある調達等合理化検討会の統括責任者及び副統括責任	【当該取り組みの実施結果】	機構職員を対象とし、全員が参加できるようにスケジュールに配慮しつつ、調達事務に係る研修を2回実施した。 また、経理事務処理に関するマニュアルや様式の追加整備を行い、調達事務に必要な書類を示す既存の早見表等とともに電子掲示板等を利用して、引き続き、組織全体に周知を図るなど、不祥事発生の未然防止への取組も行っ		

					者が指定するメンバーによる、調達内容の多面的な審査を行うことにより、国立研究開発法人日本医療研究開発機構がその事業の遂行のために資する適正な調達であるか、個別のチェックを行う。 必要に応じて要求者に直接説明を求める等の吟味を行うとともに、監事回付の調達伺い案件は、要求時回付を確実に行うものとする。	た。 さらに、「購入依頼内容相談会」を毎週一回、定期開催する旨周知し、購入依頼内容について、多面的な意見を購入依頼部室が得られる機会を提供することで、適正な調達がなされるよう支援を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―(1)―④	(1)業務運営の効率化に関する事項		
	④外部能力の活用		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	費用対効果、専門性等の観点から、AMED 自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。	費用対効果、専門性等の観点から、自ら実施すべき業務と外部の専門機関の活用が適切な業務を精査し、外部の専門機関を活用することにより高品質で低コストのサービスが入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用する。	費用対効果、専門性等の観点から、自ら実施すべき業務と外部の専門機関の活用が適切な業務を精査し、外部の専門機関を活用することにより高品質で低コストのサービスが入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用する。	＜評価軸＞ ・外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用したか。 ＜評価指標＞ ・外部委託の活用状況	＜主要な業務実績＞ ■外部委託の活用 ・費用対効果、専門性等の観点から業務を精査し、外部能力の活用が適切と考えられる業務について、外部委託を活用。平成 30 年度は 626 件を実施（平成 27 年度：460 件、平成 28 年度：597 件、平成 29 年度は 546 件）。 ・平成 30 年度における主な取組み事例は次のとおり。 ➤ 製薬企業出身者、弁理士など専門人材による全国機動的な相談対応を可能とすべく、外部委託により「AMED 知財リエゾン」を全国に配置した。また、知財リエゾンと「AMED ぷらっと®」を一体的に外部委託することにより、研究開始早期からマッチング機会の提供まで、一貫した支援を実施した。 ➤ AMS の検索分析機能の強化のため“PubMed”型の用語辞書を活用したキーワード等の付与を、医学薬学系の論文データベースに対するキーワード付けの実績がある機関に委託した。 ➤ 医療機器開発支援のあり方を検討するため、昨年 11 月に「医療機器開発の重点化に関する検討委員会」を設置して検討を進めた。その際、専門機関に外部委託を行い注目すべきグローバルトレンド、疾病別課題、医療のステーク	＜評定と根拠＞ 評定：B 目標・計画に基づき、費用対効果、専門性等の観点から業務を精査し、外部能力の活用が適切と考えられる業務については外部委託を着実に実施し、着実な業務運営を実施している。以上から目標を達成していると認められる。 【外部委託の活用】 ・費用対効果、専門性等の観点から業務を精査し、外部能力の活用が適切と考えられる業務について、外部委託を推進したことは評価できる。 ＜今後の課題＞ ・引き続き外部委託が可能な業務を精査し、外部委託を拡大する。	評価	

					ホルダーの課題等の調査・分析を行った。 ➤ 再生医療等製品とその競合技術の比較、再生医療の実用化を支える民間投資の促進、再生医療の産業化に向けた細胞供給モデル事業の実施について、再生医療に知見を有する機関への外部委託により、調査を実施した。 ➤ 認知症対策官民イノベーション実証基盤整備事業の実施に当たり、「超早期予防」、「生活支援・社会受容」のための新製品・サービス等に関連したニーズ及びシーズの実態を把握するとともに、今後適切な製品・サービスを社会実装するための基盤整備に必要な要素について外部委託による調査を行った。また、今後の認知症研究開発のため、国内各地域の認知症コホートに対し、外部委託により詳細な調査項目など研究内容の実態を把握するための調査を行った。 ➤ その他、以下のとおり外部委託を実施した。 ・交流会、各種評価会やシンポジウム、領域会議の会議運営の外部委託。 ・評価プロセスへの AMED レビューア導入に際して、依頼から査読実施、謝金支払までの業務の外部委託。 ・国際レビューアの導入にあたり、各事業部における負担軽減のため、国際レビューア候補者の依頼手続きや必要な情報の収集・連絡調整等の業務について外部委託。 ・公開シンポジウムの実施における情報セキュリティを考慮した申込み・受付システム構築、プログラム・抄録集の編集作業、YouTube 配信、会場での保安業務等の外部委託。 ・次世代がん医療創生研究事業と革新的がん医療実用化研究事業における各事業の研究開発課題の進捗管理を補助し、開発方針等について適切な助言や支援を行うサポート機関を外部委託。 ・米国における研究開発の分析及び現状調査等を、米国の情勢に精通している現地の専門業者に外部委託。 ・橋渡し研究戦略的推進プログラムの成果活用支援における拠点のシーズのポートフォリオ戦略の策定、企業リエゾンの支援、国際展開の支援を外部委託。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―(1)―⑤	(1)業務運営の効率化に関する事項 ⑤業務の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減率 (対前年度予算額) (%)	毎年度平均 2%以上	－	－	－	－	3.0		毎年度平均 3.0%
	事業費削減率 (対 前年度予算額) (%)	毎年度平均 1%以上	－	－	－	－	3.1		毎年度平均 3.1%
	ラスパイレス指数	－	－	109.8 (年齢勘案) 93.6 (年齢・地域・学 歴勘案)	109.5 (年齢勘案) 92.8 (年齢・地域・学 歴勘案)	106.0 (年齢勘案) 89.9 (年齢・地域・学 歴勘案)	108.3 (年齢勘案) 91.5 (年齢・地域・学 歴勘案)		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに重要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	運営費交付金を 充当して行う事業 については、新規に 追加されるもの、拡 充分等は除外した 上で、一般管理費 (人件費、公租公課 等の所要額計上を 必要とする経費及 び特殊要因により 増減する経費を除 く。)は毎年度平均 で 2 % 以上、事業費 は 毎 年 度 平 均 で 1 % 以上の効率化	運営費交付金を 充当して行う事業 については、新規に 追加されるもの、拡 充分等は除外した 上で、一般管理費 (人件費、公租公課 等の所要額計上を 必要とする経費及 び特殊要因により 増減する経費を除 く。)は毎年度平均 で 2 % 以上、事業費 は 毎 年 度 平 均 で 1 % 以上の効率化	運営費交付金を 充当して行う事業 については、新規に 追加されるもの、拡 充分等は除外した 上で、一般管理費 (人件費、公租公課 等の所要額計上を 必要とする経費及 び特殊要因により 増減する経費を除 く。)は毎年度平均 で 2 % 以上、事業費 は 毎 年 度 平 均 で 1 % 以上の効率化	<評価軸> ・運営費交付金を充 当して行う事業につ いては、新規に追加さ れるもの、拡充分等は 除外した上で、一般管 理費(人件費、公租公 課等の所要額計上を 必要とする経費及び 特殊要因により増減 する経費を除く。)は 毎年度平均で 2 % 以 上、事業費は毎年度平 均で 1 % 以上の効率 化を達成したか。	■業務の効率化 ・運営費交付金を充当して行う事業について、平成 30 年度の 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とす る経費及び特殊要因により増減する経費を除く)の実績は 1,616 百万円となり、平成 29 年度予算額に対し 3.0% (本 中長期目標期間の毎年度平均で前年度比 3.0%) の効率化 を行った。 ・同じく平成 30 年度の事業費の実績は 1,773 百万円となり、 平成 29 年度予算額に対し 3.1% (本中長期目標期間の毎年 度平均で前年度比 3.1%) の効率化を行った。 ※平成 27 年 4 月設立法人であるところ、業務の効率化指標 については、立ち上げから業務が標準化に移行する平成 29 年度予算額との比較で、当年度より算出している。	<評定と根拠> 評定：B 目標・計画に基づき、運営費交付金を 充当して行う事業については、一般管 理費及び事業費とも効率的な執行に 努め、着実な経費の削減を実施し、増 加する業務に対応し業務の一層の効 率化及び給与制度、給与水準及び公表 について適切に対応を図るなど、着実 な業務運営がなされている。以上から 目標を達成していると認められる。 【業務の効率化】 ・一般管理費及び事業費の実績は、計 画に沿って着実に効率化されてい	評定	

	を達成する。	を達成する。	上の効率化を達成する。	＜評価指標＞ ・業務の効率化状況 ＜モニタリング指標＞ ・一般管理費削減率 ・事業費削減率		る。	
	また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。	また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。	また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。	＜評価軸＞ ・総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じたか。	■総人件費 - 政府の方針に従い機構管理、定員管理及び人員配置を適切に行うとともに、人事院勧告に基づく給与改定を行った。 - 増加する業務に対応し業務の一層の効率化を図るため、PD・PS・PO等の委嘱業務を職員の指導下、派遣職員による組織化したグループで引き続き実施し、事業部門の業務軽減による効率化、人員の増加抑制、人員配置の適正化を図った。	【総人件費】 政府の方針に従い機構管理、定員管理及び人員配置を適切に行い、人事院勧告に基づく給与改定を行った。業務の一層の効率化を図るため委嘱業務を派遣職員グループで引き続き実施して業務軽減による効率化、人員の増加抑制、人員配置の適正を図った。	
	さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明することとする。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることに より、適正化に取り組む、その検証結果や取組状況を公表するものとする。	さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するまた、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることに より、適正化に取り組む、その検証結果や取組状況を公表するものとする。こうした取組を通じて、必要な説明責任を果たすものとする。	さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表する。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることに より、適正化に取り組む、その検証結果や取組状況を公表するものとする。こうした取組を通じて、必要な説明責任を果たすものとする。	＜評価軸＞ ・給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明したか。 ・給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることに より、給与水準の適正化に取り組む、その検証結果や取組状況を公表したか。	■給与制度、給与水準及び公表 - 給与制度は、類似する独立行政法人等の給与規則に準じた給与規程等を、人事院勧告等により改正を適時で行い適正に運用した。 - 給与規程等（役員報酬規程、定年制職員給与規程、任期制職員給与規程）はホームページで機構内外へ公表している。 - 民間給与実態調査に基づく人事院勧告を踏まえ給与等を決定するなど給与等の水準の適正化を図った（平成30年度のラスパイレス指数：108.3（年齢勘案）、91.5（年齢・地域・学歴勘案））。 - ラスパイレス指数を含めた給与水準の検証の実施及び結果等の公表については、平成29年度分について内容を分析・評価して公表した（平成30年6月）。平成30年度分については給与支給額をもとに、同様に内容を分析・評価して結果の公表を予定している（令和元年6月）。	【給与制度、給与水準及び公表】 - 給与制度は、類似の独立行政法人等の給与規則に準じた給与規程等を適正に運用し、規程類はホームページで機構内外へ公表している。 - 給与等の水準については、民間給与実態調査に基づく人事院勧告を踏まえ給与等を決定するなど適正化を図った。 - ラスパイレス指数を含めた給与水準の検証結果等公表は、平成29年度分について内容を分析・評価して公表した（平成30年6月）	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―(2)	(2)業務の電子化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに重要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、AMED の制度利用者の利便性の向上に努める	事務処理手続きの簡素化・迅速化を図るため、各業務のシステム化を検討し、AMED の制度利用者の利便性を図るとともに電子化によるペーパーレスを推進する。	事務処理手続きの簡素化・迅速化を図るため、文書管理システム、人事給与システム及び財務会計システムの各業務システムを運用するとともに決裁文書及び添付文書の電子媒体での保存を推進する。特に、財務計システムについては、新たに開発した新財務会計システムを 4 月以降問題なく稼働させるとともに、AMED 全体の執行管理に資するよう活用 to 努める。ま	＜評価軸＞ ・電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、機構の制度利用者の利便性の向上に努めたか。 ＜評価指標＞ ・電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化及び機構の制度利用者の利便性の状況。	＜主要な業務実績＞ ■事務処理手続きの簡素化・迅速化と機構の制度利用者の利便性向上 【AMED オンライン課題評価システム】 ・本システムは、課題評価委員には、オンラインでの課題情報の閲覧、COI 申告、評価結果の入力を可能とし、AMED 職員にとっては、e-Rad の応募課題情報ファイルや添付資料を利用した課題情報の登録、評価結果の自動集計、資料作成支援機能などを通じて、評価業務全体の効率化を図るものである。また、課題情報を電子メールで送受信する方法に比べ、誤送信などの情報セキュリティリスクを低減することも期待される。 ・計画通り平成 30 年 4 月から本格運用を開始し、平成 31 年 3 月末までに、事前評価において 64 事業、約 3,600 課題、中間・事後評価では 90 事業、約 950 課題の評価業務に利用された。書面評価を含めると、本システムを利用した評価委員の総数は 1,013 名に上る。 ・今後は、AMED の全ての課題評価業務に本システムを利用し、評価結果を網羅的に一元管理するとともに、AMS との連携を図る。 【新財務会計システム】	＜評定と根拠＞ 評定：B AMED オンライン課題評価システムの運用を開始し、事前評価 3,600 課題、中間事後 950 課題の評価業務に利用された。新財務会計システムの運用を開始し、予算執行管理が効率化された。AMEDfind の公開を開始した。AMED ぷらっとの運用を開始し、参加機関数 63 機関、製薬企業等 61 社、登録シーズ 145 件（約 10 件/月 で増加中）と順調に利用が拡大している。以上から目標を達成していると認められる。 【事務処理手続きの簡素化・迅速化等】 ・AMED オンライン課題評価システムにより、研究開発課題の評価業務に係る AMED 職員の業務処	評定	

			た、委託研究実施機関等の外部機関と、安全に電子ファイルを共有するためのシステムを導入するなど、業務見直し等を踏まえた、システム化、効率化を着実に進める。	・契約管理機能を内包する新財務会計システムを導入し、平成 30 年 4 月から本格運用を開始した。これにより、委託研究契約単位及び補助事業単位の契約額、支出額、執行率の把握が容易になり、部課室における予算執行管理が効率化された。 【AMED find】 ・AMED 外の研究者、市民等がインターネット経由で検索、閲覧ができる一般公開版の AMS である「AMED find」を平成 30 年 6 月に公開した。また、AMEDfind で公開する情報を研究概要まで拡張し、3 月から公開を開始した。 【AMED ぷらっと（シーズ・ニーズマッチングシステム）】 ・アカデミア発の研究シーズと企業のニーズとを早期にマッチングし、アカデミアと企業の両方で研究開発成果の実用化を促す Web システム「AMED ぷらっと」は、平成 30 年 4 月、計画通り本格稼働を開始した。これにより、早期コンサルテーションからマッチング機会の提供まで、一貫した支援体制を確立した。 ・平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、「AMED ぷらっと」の説明会を全国 4 カ所で開催すると共に、大学等約 50 機関で活用方法について意見交換等を行った。その他、各種知財セミナーなどで利用促進を図った結果、参加機関数、登録シーズ・ニーズ数とも順調に増加（平成 31 年 3 月時点：参加機関数大学等 63 機関、製薬企業等 61 社、登録シーズ 145 件。登録シーズは、月 10 件程度のペースで増加中）し、5 件についてパートナーリングに向けた交渉につながった。また、閲覧件数も毎月 300 件前後で推移しており、順調に活用が進んでいる。 【委託研究実施機関との電子ファイル共有システム】 ・研究機関から定例的に受け取る電子ファイルの受領窓口とする目的で、クラウド型のオンラインストレージの活用を検討した。しかし、研究開発課題ごとにアクセス管理された共有フォルダを提供するだけでも、多数の外部ユーザーの管理業務（登録、権限変更、削除等）が必要となり、業務負荷が大きい割に課題管理に関する事務処理を抜本的に効率化することが難しいなどの課題があることが分かった。 ・研究開発課題の管理に関する事務を抜本的に効率化する方法については、研究実施機関と情報共有可能な web システムを新規構築する案を軸に平成 31 年度に再検討する。	理を効率化し、迅速化した。 【制度利用者の利便性の向上】 ・AMEDfind により、AMED が資金配分する研究開発課題の成果を研究者や市民が容易に検索し、閲覧可能となった。 ・AMED ぷらっとは、アカデミア研究シーズと企業ニーズのマッチングの場として運用開始後、着実に登録シーズ数を増やしており、アカデミア研究機関と企業、双方の制度利用者の利便性向上に着実に寄与している。 ＜今後の課題＞ ・平成 30 年度は、多くの重要な情報システムを本格稼働させ、それぞれの目標に向かい着実に前進した。平成 31 年度以降も、機能の改善と拡張を行い、より大きな成果に結び付ける。	
--	--	--	---	---	---	--

	また、幅広い ICT 需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実を図ることとする。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にすることにより、業務の安全性、信頼性を確保する。	また、幅広い ICT 需要に対応しつつ、職員の業務を円滑かつ迅速に行うことができるよう機構内情報ネットワークの充実を図る。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にすることにより、業務の安全性、信頼性を確保する。	幅広い ICT 需要に対応しつつ、職員の業務を円滑かつ迅速に行うことができるよう AMED 内情報ネットワークの充実を図る。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するための情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報システムに対する震災等の災害時への対応を行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。	<評価軸> ・幅広い ICT 需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実を図ることとする。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にすることにより、業務の安全性、信頼性を確保したか。 <評価指標> ・幅広い ICT 需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実及び情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度の確保についての取組状況。	■機構内情報ネットワークの充実等 【セキュリティ運用支援業務の強化】 ・昨年度から外部委託業務を拡充して対応した不正侵入防御装置のアラート及び各種システムのログの常時監視は、平成 30 年度も継続して実施し、年間を通じて不正侵入は検知されなかった。 【データの遠隔地保存】 ・昨年度導入した AMED 基盤情報システムの主要なデータを遠隔地保存を着実に運用し、バックアップデータセンターとのデータ同期を毎日 2 回実施することで、データを保全している。 【認証印刷システム】 ・昨年度、AMED 本部の複合機を対象に導入した認証印刷機能（IC カードによるユーザー認証機能）により、平成 30 年度は印刷物の混入や紛失といった情報セキュリティ事象は発生しなかった。	【機構内情報ネットワークの充実等】 ・昨年度導入した、セキュリティ運用支援業務の強化策、データの遠隔地保存、認証印刷システムを適切に運用した。 <今後の課題> ・令和 2 年 1 月に予定する、次期 AMED 基盤情報システムへの切替えにより、機構内外のネットワークの充実が期待される一方で、セキュリティレベルの低下を招くことがないよう、平成 31 年 4 月から令和元年 12 月まで実施予定のシステム設計と構築の過程で、よく確認する必要がある。
	このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報統括化責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、業務・システムの最適化を実施するものとする。	このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報統括化責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、情報化統括責任者（CIO）等を配置し、業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、業務・システムの最適化を実施する。	「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報統括化責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえて策定した「AMED 基盤情報システム最適化計画」に基づき、次期 AMED 基盤情報システムの更改に向けて調達に着手する。	<評価軸> ・業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、業務・システムの最適化を実施したか。 <評価指標> ・業務・システム最適化計画の策定・実施状況	■業務・システム最適化計画 【AMED 基盤情報システムの更改】 ・業務・システムの最適化を実現する上で、システム基盤の更改は、最も重要な機会であり、次期 AMED 基盤情報システムへの更改を活用して最適化を進める。 ・平成 30 年度は、前年度に作成した実装方針書と調達仕様書を基に、調達仕様書の詳細化を進め、システムベンダーへの意見招請を実施した後、総合評価方式による競争入札により、次期 AMED 基盤情報システムの構築と 5 年間の運用保守業務を一括して調達した。 ・平成 31 年 3 月に落札会社が決定し、同年 4 月 1 日に契約に至った。 ・次期 AMED 基盤情報システムは、ワークスタイルの変革に対応するため、情報セキュリティを確保しながら執務室外でも業務を遂行できる端末の提供、機構外の関係者との業務連携を容易にする機能の提供、及びクラウドサービスの活用による運用の効率化を柱に据えており、令和 2 年 1 月	【業務・システム最適化計画】 ・次期 AMED 基盤情報システムの調達を着実に実施し、契約に至った。 <今後の課題> ・次期 AMED 基盤情報システムは、令和 2 年 1 月の利用開始に向け、システムの設計、構築、移行等の準備を着実に進める。

					の利用開始に向け、システムの設計、構築、移行等の準備を着実に進める。		
--	--	--	--	--	------------------------------------	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―(1)	(1)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度 （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに重要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	運営費交付金の効率的活用の観点から、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を分析し、減少に向けた努力を行う。	運営費交付金の効率的活用の観点から、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を分析し、減少に向けた努力を行う。 予算、収支計画及び資金計画の詳細は別紙参照	＜評価軸＞ ・各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行ったか。 ＜評価指標＞ ・各年度期末における運営費交付金債務の状況。	■各年度期末における運営費交付金債務の状況 ・H30 年 4 月より新財務会計システムの運用を開始し、新システムには、旧システムで集計していた支出額の他に、契約額を加えた執行額と執行率を把握できる機能を新たに追加した。業務の執行状況の「見える化」を図るため、この新機能を活用し、部署ごとの執行額、執行率、前月比較等が一目でわかる予算執行状況確認資料を新たに作成し、幹部報告を行うとともに、全部課室に対して情報の共有を行い、予算の積極的な執行を促進させた。 ・予算執行状況ヒアリングを行い、年度内執行計画の進捗状況に応じて予算の配分調整を 9 月と 12 月に行うなど、事業の円滑な実施に柔軟に対応した。これにより、9 部署中 7 部署において執行率が改善し、特に基盤研究事業部の執行率は大幅に上昇し、運営費交付金全体の執行率の上昇に大きく寄与した。 基盤研究事業部 H29 年度 61.1%→H30 年度 84.2% 運営費交付金全体 H29 年度 86.1%→H30 年度 89.4% ・この取組の結果、H30 年度末の運営費交付金債務残高は 731 百万円となり、前年度末と比べて 110 百万円削減できた。次年度は中長期計画期間の最終年度であるため、引き続き革新	＜評定と根拠＞ 評定：A 運営費交付金予算の執行について、H30 年 4 月より新財務会計システムの運用を開始し、新システムには、旧システムで集計していた支出額の他に、契約額を加えた執行額と執行率を把握できる機能を新たに追加した。業務の執行状況の「見える化」を図るため、この新機能を活用し、部署ごとの執行額、執行率、前月比較等が一目でわかる予算執行状況確認資料を新たに作成し、幹部報告を行うとともに、全部課室に対して情報の共有を行い、予算の積極的な執行を促進させた。さらに、予算執行状況ヒアリングを行い、年度内執行計画の進捗状況に応じて予算の配分調整を 9 月と 12 月に行うなど、事業の円滑な実施に柔軟に	評定	

				基盤創成事業部の伴走支援や次期基盤システムの構築等の計画的な執行に努めることとしたい。 ■研究の適正かつ円滑な遂行のための取組 （研究費に係る概算払の基準額見直し） ・研究開発の円滑化並びに研究機関における事務手続の軽減等を目的として、H30 年度より概算払の一括払基準額の見直しを行った（基準額を直接経費 20 百万円から 30 百万円に増額）。H29 年度実績において、今回の引上範囲に該当する契約等の案件数は 353 件、初回支払いを除いた支払処理回数は 886 回であり、H30 年度には 900 回前後の支払処理の削減が見込まれたところ、年間で 1,042 件減少した。 ・効果等に係るアンケートを実施したところ、対象契約がある機関の 93.1%で効果があったと回答があり、効果が生じた項目としては、1) 請求事務等の負担軽減、2) 研究資金運用管理及び研究開発の進捗管理の容易化、3) 再委託先を含めた研究開発の迅速化等で高い回答率が認められた。また、基準額の更なる見直しについては 63.8%の機関が不要と回答しており、現在の基準が適正との評価であった。 （支払通知サービスの導入） ・AMED 研究資金の利便性向上を目的として、AMED が支払いを行った研究機関における内容確認作業の手間を削減するために、AMED が研究機関に対して支払いを行った際、その内訳や目的が明示された書類が研究機関側の経理担当者宛にメールで届くサービスを H30 年 4 月に導入した。 ・従来は研究機関側において確認作業に相当の手間を要しており、AMED への問合せも多かったが、支払通知サービスの導入により研究機関側での確認作業の負担が軽減され、労働環境の改善に繋がった。H30 年度末時点で配信対象となっている機関数は 54 機関、研究課題数は 2,722 件と、AMED 全体の研究課題数（3,955 件）の約 7 割を占めている。 ・効果等に係るアンケートを実施したところ、得られた回答のうち 86%が「大いに役立っている」または「役立っている」を選択し、そのうち 92%が導入効果として「入金業務担当者の負担が減った」と回答した。 ＜平成 29 年度主務大臣による評価を踏まえた課題＞ ■指摘事項 ・運営費交付金債務の減少に向け更なる効率化を行いつつ、具体的な事業に早期に着手しつつ、平成 30 年度以降の運営費	対応した。この取組の結果、予算執行率が H29 年度の 86.1%から H30 年度は 89.4%と改善し、H30 年度末の運営費交付金債務残高は 731 百万円となり、前年度末と比べて 110 百万円削減できた。研究の適正かつ円滑な遂行のための取組として、研究費に係る概算払の基準額見直しや支払通知サービスの導入を実施することで、研究機関における経理業務の効率化・負担軽減、及び労働環境の改善に繋がり、アンケート調査においても高い評価を獲得した。 以上から、運営費交付金予算の執行及び運営費交付金債務残高の減少について、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 【各年度期末における運営費交付金債務の状況】 ・運営費交付金予算の執行について、実績の把握等を定期的に行うとともに、適切な執行に向けた取組を着実に実施した結果、事業の進捗に伴い運営費交付金債務残高は前年度より減少している。 【研究の適正かつ円滑な遂行のための取組】 ・研究費に係る概算払の基準額見直しや支払通知サービスの導入を実施することで、研究機関における経理業務の効率化・負担軽減に貢献し、アンケート調査において高い評価を獲得している。
--	--	--	--	---	---

					交付金債務の計上を行う。 【対応状況】 ・H30 年度については、4 月より新財務会計システムの運用を開始して、支出額、執行率、前月との比較等が一目でわかるような予算執行状況確認資料を毎月作成し、幹部に報告するとともに全部課室に対して周知を行い、予算の計画的な執行を促進した。 ・H30 年 11～12 月には当年度 2 回目となる予算執行状況ヒアリングを実施し、年度内執行計画の進捗状況及び運営費交付金債務の状況を把握するとともに、予算の過不足の調整を行い、事業の円滑な実施に寄与した。 ・これらの取組の結果、H30 年度末の運営費交付金債務残高は前年度末と比べて 110 百万円減の 731 百万円となり、事業の進捗に伴い着実に運営費交付金債務が減少している。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―(2)	(2)短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	短期借入金実績額 （億円）	312		0	0	0	0		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	短期借入金の限度額は 312 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。	短期借入金の限度額は 312 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。	＜評価軸＞ ・短期借入金の手当は適当か。 ＜評価指標＞ ・短期借入金の状況 ＜モニタリング指標＞ ・短期借入金額実績	＜主要な業務実績＞ ・短期借入の実績なし。 ・短期借入金額実績：0 円	＜評定と根拠＞ 評定：－ ・実績なし。	評定	

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―(3)	(3)不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	＜評価軸＞ ・AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行ったか。 ＜評価指標＞ ・AMED が保有する資産の有効活用の状況 ・不要財産の処分状況	＜主要な業務実績＞ ■機構が保有する資産の有効活用の状況と不要財産の処分状況 ・土地・建物といった不動産資産は保有していない。 ・資産の大部分を占める研究機関所在の研究機器等に関しては、取得価額 50 百万円以上の資産は網羅的に現地へ赴き、活用、管理状況を確認し、取得価額 50 百万円未満の資産は抽出して同様の確認を実施した。 ・研究が終了した研究機関所在の研究機器等に関しては、研究機関において研究を継続する場合、大学等の公的機関には無償譲渡し、企業等には有償若しくは無償で賃貸借を行い、研究機器等を有効に活用した。 ・研究が終了した研究機関より不用処分申請のあった研究開発用物品について、有効活用のため物品利活用募集をかけたところ、大学より 1 件活用の希望があったため、引渡しを実施するための譲渡契約を締結した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 機構の資産の大部分を占める研究機関所在の研究機器等について、一定価格以上の資産については網羅的に現地確認をするとともに、研究が終了した研究機器等の譲渡を適正に行う等、有効活用を推進するための取組を着実に実施している。以上から目標を達成していると認められる。	評定	

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―(4)	(4)Ⅲ(3)に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣の評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	（記載事項なし）	＜評価軸＞ ・AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行ったか。	・前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡するなどの実績なし。	＜評定と根拠＞ 評定：－ ・実績なし	評定	

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―(5)	(5)剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	AMED の実施する業務の充実、職員教育、業務の情報化、広報の充実にあてる。	AMED の実施する業務の充実、職員教育、業務の情報化、広報の充実に充てる。	＜評価軸＞ ・AMED の実施する業務の充実、職員教育、業務の情報化、広報の充実にあてたか。 ＜評価指標＞ ・剰余金の使途の状況	＜主要な業務実績＞ 【剰余金の使途】 ・損益計算において利益が生じたときは、その利益のうち主務大臣により経営努力として認定される分は目的積立金として「剰余金の使途」に充てることができる。AMED 設立以来、目的積立金は生じておらず、実績なし。	＜評定と根拠＞ 評定：－ ・実績なし	評定	

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－(1)	(1)内部統制に係る体制の整備		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進する。この際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)等に通知した事項を参考にするものとする。	AMED の運営基本理念・運営方針、役職員の倫理指針・行動指針を策定する等の必要な取組を推進するため、法人の長である理事長のリーダーシップの下に組織内で目標達成を阻害する要因（リスク）を識別、分析及び評価し、適切な統制活動を行う。この際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務	AMED の適切な運営がなされるよう、AMED の運営基本理念・運営方針、職員の行動指針を職員へ周知を図る。AMED 内で目標達成を阻害する要因（リスク）を識別、分析及び評価し、適正な統制活動を行う。この際、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)等を参考にするものとする。	＜評価軸＞ ・内部統制については、法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進したか。 ＜評価指標＞ ・内部統制の推進状況	＜主要な業務実績＞ ■内部統制の推進 ・内部統制を推進するため内部統制推進委員会を 3 回開催し、平成 30 年度における内部統制推進のための方針の決定及びモニタリング実施状況等を確認した。 ・リスクの発生を防止するためリスク管理委員会を 3 回開催し、平成 30 年度における情報セキュリティ等に係る事象事例や超過勤務状況等の労務管理状況の報告を行った。 ・内部統制を推進するための日常的モニタリングと位置付けている「①業務記述書、②業務フロー図、③リスクコントロールマトリクス(RCM)」(以下、「3 点セット」)及び「管理部門内部統制チェックリスト(以下、「チェックリスト」)」について、現状の業務内容との整合が取れるよう見直しを行うとともに、新たに設置された国際事業部安全保障輸出管理グループ、基盤研究事業部情報分析グループ、創薬戦略部医薬品等規制科学課及び事業統括室に係る 3 点セットを作成するなどの整備を実施した。 ・平成 30 年 8 月に立ち上げた「管理・支援部門 各部総括課長会議」の場を通じ、業務手順におけるリスク発生防止のために、管理・支援部門等に係る「業務マニュアル」の充実を図るた	＜評定の根拠＞ 評定：B 中長期目標・計画に基づき、内部統制推進委員会で平成 30 年度における内部統制の進め方について方針を決定した上で、内部統制を推進するために、「業務記述書、業務フロー図及びリスクコントロールマトリクス(RCM)」(以下、「3 点セット」)及び「管理部門内部統制チェックリスト(以下、「チェックリスト」)」を見直し・作成するとともに、自己点検（モニタリング）を実施した。役職員を対象に、内部統制に関する研修を実施し、リスク発生の未然防止に努めている。以上から目標を達成していると認められる。 【内部統制の推進】 ・内部統制の推進のため、内部統制	評定	

		省行政管理局長通知)等を参考にするものとする	る。		めの取組を行った。 ・内部統制が適正に行われているかの実効性を確認するため、策定した３点セット及びチェックリストの自己点検(モニタリング)を行った。 ・既にAMED 掲示板に掲示し、全職員で共有している３点セット及びチェックリストについて、今年度に更新した最新版に置き換えた。 ・内部統制に関する意識向上のため、役職員に対する研修を実施した。	推進委員会で方針を決定した上で、自己点検(モニタリング)や研修の実施、３点セット及びチェックリストの取りまとめ等を行うなど、内部統制の充実を図る取り組みを進め、リスク発生の未然防止に努めている。	
--	--	------------------------	----	--	---	--	--

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV―(2)	(2)コンプライアンスの推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	コンプライアンス研修の参加者数			76 名	231 名	326 名	522 名※ ※ e ラーニング修了者数		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣の評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	AMEDが医療分野の研究開発等の中核的な役割を果たしていくためには、独立行政法人制度や国の制度等の法令等様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。このため、コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。	定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行うために、コンプライアンス体制に関する規定を整備するとともに職員に対して定期的に研修を行うことにより職員の意識浸透と機構の適切な運用を図る。	役職員倫理規程に基づき、コンプライアンスを推進する。また、職員に対して年 1 回以上研修を行うことにより、職員の意識浸透とAMEDの適切な運用を図る。 また、同規程等と併せて役職員に係る利益相反マネジメントの実施に関する規則を適切に運用し、AMEDの業務の公正確保を図る。	＜評価軸＞ ・コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行ったか。 ＜評価指標＞ ・コンプライアンスの取組状況 ＜モニタリング指標＞ ・コンプライアンス研修の参加者数	＜主要な業務実績＞ ■コンプライアンス体制の構築 ・職員に対して、コンプライアンス意識を啓発するため、eラーニングによる職員研修を実施した。 (コンプライアンス研修の修了者数：522 名) ・課長相当職以上の役職員に四半期毎の贈与等報告書を求める際に役職員倫理規程を併せて送付し、倫理管理者として所属職員の倫理管理の徹底を図るよう促した。 ・役職員に係る利益相反マネジメントの実施に関する規則を、年数回、全役職員に周知した。 ＜平成 29 年度主務大臣による評価を踏まえた課題＞ ■指摘事項 ・委託契約開発契約書が紛失した事案について、再発防止策の有効性を検証する必要がある。 ■対応状況 ・再発防止策（契約書及び保管キャビネットの鍵に係る管理・	＜評定と根拠＞ 評定：B 中長期目標・計画に基づき、役職員倫理規程や役職員に係る利益相反マネジメントの 実施に関する規則を周知、また、コンプライアンス意識の醸成を図る職員研修等の取組を着実に実施した。以上から目標を達成していると認められる。 【コンプライアンス体制の構築】 ・コンプライアンス意識の醸成のため職員研修を実施するなど、コンプライアンスの確保に向けた取組が実施されている。	評定	

					チェック対策）を設定し、実施した。 また、平成 30 年 5 月に監査室による内部監査、外部監査法人による監査によって、防止策が適正かつ有効に機能していることを検証している。また、監事においても防止策の検証を行い、有効であることの確認を受けている。 さらに、リスク管理委員会においても、再発防止策の取組状況を四半期ごとに報告を行い、対策が適正に機能していることを確認している。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注 3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV―(3)	(3)情報公開の推進等		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	HP の web アクセス件数			4,602,649 件	6,114,664 件	7,200,302 件	7,839,298 件		

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
	AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	AMED の業務運営及び事業の透明化確保と国民に対するサービスの向上を図る観点から、情報公開法令に基づき、法人文書の開示を適切に行うとともに、保有する個人情報について個人情報保護法及び個人情報保護規則に基づき適切な管理を行う。	AMED の業務運営及び事業の透明化確保と国民に対するサービスの向上を図る観点から、情報公開法令に基づき、法人文書の開示請求処理を適切に行うとともに、AMED のホームページ上の開示情報掲載場所への誘導や情報提供内容を分かりやすいように整理するなど情報公開を積極的に行う。また、保有する個人情報について、個	＜評価軸＞ ・AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進したか。 ＜評価指標＞ ・AMED の情報の公開及び個人情報の適切な保護を図る取組の推進状況	＜主要な業務実績＞ ■情報公開 【開示請求】 ・機構のホームページに法人文書及び個人情報の開示請求手順について掲載を行っており、今年度 3 件の法人文書開示請求がなされ、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づき適切に対応した。開示決定に関する審査請求、訴訟はなかった。 【情報発信】 ・通則法、情報公開法等に基づく情報を含む各種情報を引き続き HP で公開するとともに、公募・採択情報などの各種 HP 掲載情報の適時の更新、記者説明会の開催、プレスリリースの発出、外部イベントへの参加、並びに機構案内パンフレットの作成など、情報の発信に積極的に取り組んだ。 ■個人情報の保護 ・保有個人情報の不適正管理事案（漏えい、滅失、き損）が	＜評定と根拠＞ 評定：B 情報公開については、法人文書開示請求に対し適切に対応するとともに、公募・採択情報やプレスリリースの発出など情報の発信に積極的に取り組んだ。個人情報の保護については、個人情報保護研修を実施するなどにより、適切な保護に取り組んだ。以上から目標を達成していると認められる。	評価	

			個人情報保護法及び個人情報保護規則に基づき管理を徹底し、漏えい等の事故防止に努める。		発生しないよう、役職員に個人情報保護規則等の周知徹底を図るための個人情報保護研修を行った。 ・今年度は新たに、海外事務所が所在する国・地域における個人情報保護法令を研修の内容に追加した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
特になし。